＋b6）×0.03、｛b4／0.6＋（b5＋b6）×0.03｝／0.03×0.01、b7／0.4、（b8＋b9）×0.02、｛b7／0.4＋（b8＋b9）×0.02｝×0.5、b10／0.4、（b11＋b12）×0.03、｛b10／0.4＋（b11＋b12）×0.03｝／0.03×0.02、（b14＋b15）×0.02及び（b17＋b18）×0.03に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

b1　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第4項第1号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

b2　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第3項第1号及び第2号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

b3　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第3項第1号及び第2号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

b4　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第4項第1号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

b5　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第3項第1号及び第2号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

b6　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第3項第1号及び第2号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

b7　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第6項第1号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

b8　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第4項第1号及び第2号ロに規定するガソリン自動車の車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

b9　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第4項第1号及び第2号ロに規定する